

南九州向け貨物直送強化事業補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 7 日
総合政策部総合交通課

(趣旨)

第 1 条 県は、地域物流や幹線輸送等の効率化を推進し、もって本県の経済活動や暮らしを支える物流網の維持・充実を図るため、予算で定めるところにより、本県の地理的特性を活かした下り荷貨物の輸送などに対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす荷主又は物流事業者とする。

- (1) 県外から県内港に向けた内航定期航路を利用して貨物輸送を計画する者（ただし、県内に本社を有する船舶運航事業者による輸送に限る。）。
- (2) 定期的な貨物輸送の実現が見込まれる者。
- (3) 幹線輸送等の効率化を目的とする者。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (6) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (7) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければ

ならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は、別記様式第1号及び様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、県内に事業所を有しない者は第1号及び第2号の書類は不要とする。

- (1) 第2条第4号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 第2条第5号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第2条第6号に係る誓約書(別記様式第3号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業完了後も可能な限り補助対象となった輸送ルートの確立に努めること。
- (2) 当該補助事業は、宮崎県総合交通課におけるほかの補助金を併用することはできない。
- (3) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助金額の20パーセント以内の減とする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を

添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は事業が完了した年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式第 6 号）

(2) 収支決算書（別記様式第 7 号）

2 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数及び様式）

第 11 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象経費	<p>県内港に向けた内航定期航路を事業年度に新規に利用する貨物輸送に係る経費で以下のいずれかにあてはまるもの。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 輸送ルートを検証や出荷・受入体制の調整等に要するコンサルタント経費(2) 新規輸送に要する運行経費(3) 新規輸送貨物を保管する物流倉庫に係る経費(4) その他知事が必要と認めるもの <p>※直近の2過年度以上補助対象となる航路の利用がなかった場合は新規利用とする。</p>
2 補助率	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、1社につき1,000千円を補助額の上限とする。</p>